

平成 27 年 6 月 30 日現在

機関番号：32610

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2011～2014

課題番号：23653005

研究課題名(和文)ポルトガル語圏法論の可能性(1)マカオ

研究課題名(英文)The Possibilities for the Theory of the Legal Family of Portuguese Language Regions

研究代表者

佐藤 美由紀(SATO, Miyuki)

杏林大学・総合政策学部・教授

研究者番号：00313049

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文)：2014年9月にマカオ、2015年2月末から3月初旬にかけて東チモールとマラッカで、現地調査を行った。

マカオでは、特別自治区基本法の解釈権の理解と、香港法文化との対比について、マカオ大学法学部教授や歴史家に、意見を聴取した。

東チモールでは、憲法を中心にポルトガル語圏諸国から派遣され法的支援を行う法律家や現地大学教授に面談し、また裁判官の研修施設の研修担当者に直面する困難について聴取し、マラッカではポルトガルの旧支配の残滓を探した。

研究成果の概要(英文)：I have visited Macao in September of 2014, East Timor in February of 2015, and Malacca in March of the same year.

In Macao, I asked the professors of Faculty of Law in University of Macao and the historians about understanding on the competence of interpretation on Basic Law of the Macao Special Administrative Region and comparison between the legal cultures in Macao and in Hong Kong.

In East Timor, I heard from the jurists, sent from Portuguese speaking countries, provide legal assistance and the professors of the local university, and in Malacca, I pursued the vestige of the ancient Portuguese rule.

研究分野：公法学

キーワード：ポルトガル語圏 マカオ 東チモール

1. 研究開始当初の背景

大きな構想として、「ポルトガル語圏法論」というものを提唱しようと考えている。これは、ポルトガルと、その旧植民地であるブラジル、アフリカ（アンゴラ、カーボベルデ、ギニア・ビサウ、サントメ・プリンシペ、モザンビークと、ポルトガルの影響を受けてきた諸地域）、アジア（チモール、マカオ特別行政区、ゴア等）について、植民地時代の法制度や相互の法的影響関係を探り、その後の法的展開を見る際の視点を提供する試みである。以前、ポルトガルに渡航した際、アフリカやアジアの旧植民地との日常的な紐帯に印象づけられた。同国の有力大学もそれらの地域に法律家を派遣し、現地の立法扶助を行っている。しかし、ポルトガルは、20世紀においてヨーロッパの中で植民地を最も遅くまで維持しようとした「最後の帝国」として、独立後の諸国に対する関係の保ち方は微妙な配慮を要するものであることから、統治制度と密接な法の研究に対して、旧植民地体制を想起させるような積極的姿勢を取りにくいようであった。1996年に発足した「ポルトガル語諸国共同体」は、ポルトガルではなくブラジルの提唱によるものであることもこれを示

す。申請者は、資料は潤沢であるはずなのにポルトガル自身は取り組みの不十分な状況から、外国人研究者という中立的立場を活かし、ヨーロッパ、新大陸、アフリカ、アジアにわたる、ポルトガル語圏法論の可能性に挑みたいと考える。その第一歩として、まずは東アジアとして、マカオを取り上げることにした。

2. 研究の目的

将来に向けて、ポルトガルとその元植民地であったヨーロッパ、新大陸、アフリカ、アジアにわたる広大な地域を対象とする「ポルトガル語圏法論」を構想し、その構想の実現可能性を視野に入れながら、日本に近いことから、東アジアから始め、マカオの法史論を試みる。これは、第一に、植民地マカオの法的多元性について、今まで中国側の理解でしか捉えられていなかった日本に、ポルトガルとマカオの資料を通じて得たポルトガル側による説明をもたらす意義ももつ。第二に、法的多元性の分析的解読の作業を通じて、他のアジアやアフリカの旧植民地の多元法状態の解明の手掛かりを掴む。第三に、マカオを通じて、アジアに残されたポルトガル法の痕跡を辿る。

3. 研究の方法

マカオとポルトガルでのポルトガル語文献資料収集を行い、専門家との面談を通じて、ポルトガルによる植民地時代のマカオに適用されるべき法・適用された法について、客観的に説明可能なものとなるまで分析的な解読を行い、仮説をまとめる。中国側理解との齟齬につき検討し仮説を強化した後、再びマカオを訪問し、補足の調査を行い、また現地の専門家でこの仮説を示し、反応をみる。これらの研究過程で、二重法状態の説明から他の植民地での多重法状態の解読に使用可能な視点を取り出す。

4. 研究成果

リスボン、コインブラ、マカオを訪れ、マカオの法的多元性について、ポルトガルの植民地帝国時代の状況につき、ポルトガル人の法制史家や法学者との面談を通じて示唆を得て、多元的状況の背景的要因について抽出した。

また、マカオの中国への返還後における法的多元性の状況について、マカオ特別自治区基本権の解釈権をめぐる問題に特化し、ポルトガル人法律家と中国人法律家の立場の対立を明示した。

こうして、年代も要因もアク

ターも異にしながらも、現象として維持されている多元的状況の類似構造について、考察した。

5. 主な発表論文等
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)
〔雑誌論文〕(計3件)

「マカオの法的多元主義」

(1)16世紀から18世紀半ばまで
杏林社会科学研究 28 卷 1 号
(2012年6月1日) pp.73-86

「マカオ特別行政区基本権の解釈権」杏林社会科学研究 30 卷 1 号(2014年6月1日)
pp.51-66

「東チモール民主共和国における違憲審査制」(仮題)杏林社会科学研究 31 卷 3 号(2015年9月1日)予定

〔学会発表〕(計 件)

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕
出願状況(計 件)

名称 :
発明者 :
権利者 :
種類 :
番号 :
出願年月日 :
国内外の別 :

取得状況(計 件)

名称 :
発明者 :
権利者 :
種類 :
番号 :
取得年月日 :
国内外の別 :

〔その他〕
ホームページ等

6 . 研究組織

(1)研究代表者：佐藤 美由紀

(SATO, Miyuki)

研究者番号：00313049

氏名及び所属研究機関名・部
局・職名

氏名：佐藤 美由紀

所属研究機関名：杏林大学

部局：総合政策学部

職名：教授

(2)研究分担者

()

研究者番号：

(3)連携研究者

()

研究者番号：